

## 久喜市教科用図書選定委員会情報公開の基準に関する規程（案）

### （目的・趣旨）

- 1 この規程は、久喜市の情報公開条例を補完し、教科用図書採択の公正・公平さに資するため、「久喜市教科用図書選定委員会」が、情報に関して公開の基準を定めるものである。

### （定義）

- 2 この規程における「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。
  - ①久喜市教科用図書選定委員会事務局
- (2) この規程における「公文書」とは、実施機関職員が作成した教科書採択に関する文書すべてをいう。ただし、次のものを除く。
  - ①一般に容易に入手できるもの。
  - ②県内教科書センターあるいは市内の教科書センターや図書館等において特別に管理されている教科書見本等。
  - ③久喜市教育委員会の管理する次の文書。
    - ア 市内で行った教科書研究
    - イ 久喜市採択状況
    - ウ 久喜市の選定委員会議録（教育委員会記録）
    - エ その他教科書採択に関わる久喜市独自の資料

### （この規程の解釈及び運用）

- 3 実施機関は、この規程の解釈及び運用にあたっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

### （適正使用）

- 4 この規程により公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用しなければならない。

### （公開請求の手続き）

- 5 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。
  - ① 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所または事業所の所在地）
  - ② 公開を請求しようとする公文書の名称、その他の公文書を特定するに足りる事項
  - ③ 公開を請求しようとする適正な使用目的
- (2) 書面の様式については「様式1」とおとりとする。
- (3) 実施機関は、「公開請求書」に形式上の不備があると認められるときは、公開請求したもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当期間を指示して、その補正を求めることができる。

### （公開の義務）

- 6 実施機関は、前条第1項に規定の「公開請求書」による請求（以下「公開請求」という）があつたときは、次の場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
  - ①個人情報。
  - ②公開することで個人や団体の利益を害するおそれのあるもの。
  - ③公開することで今後の公正な教科書採択が妨げられるもの。

(公開内容等)

7 実施機関の公開する内容については「別表1」のとおりとする。

(公開請求に対する決定等)

8 実施機関は、公開請求にかかる公文書を公開するときは、その旨を決定し、公開請求者に対し、公開決定に関する通知（以下「公開決定通知書」という）を書面により知らせなければならない。

(2) 書面の書式については「様式2」とする。

(3) 第1項の決定は公開請求があった日から起算して原則15日以内に行うものとするが、本規程の趣旨から、公開請求のあった日から起算して7日以内に行うよう実施機関は努力するものとする。

(公開の時期)

9 実施機関は、県教育委員会に久喜市の採択結果を報告した日の翌日以降、必要な情報の公開をしなければならない。

(費用負担)

10 この基準に基づく文書の公開については、通信費及び写しの作成等にかかるすべての費用は公開請求者の負担とする。

(その他)

11 久喜市教科用図書採択に関する情報の公開に関する事項に関して、ここに規定する以外の事項について疑義が生じた場合は、久喜市の情報公開条例に則って、判断するものとする。ただし、必要に応じて埼玉県教育委員会の指導・助言を受けるものとする。

付則

1 この基準は、平成31年4月25日から施行する。